

# 京大タテカン訴訟ニュース

第7号 2022年11月25日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

## 第7回口頭弁論が開かれる

**概要** 2022年11月8日16時00分から、京都地方裁判所101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学法人を被告とする損害賠償請求訴訟の第7回口頭弁論が開催されました。

前回、前々回に引き続き、京都市から京都大学法人に対する行政指導にかかわる文書の開示を求めるやりとりが中心となりました。口頭弁論終了後、京都弁護士会館3階会議室で報告集会を開催しました。報告集会に会場およびZoomでご参加いただいたみなさまに心より感謝申し上げます。

**行政指導記録の隠蔽** この裁判で被告となっている京都市および京大法人のあいだでは頻繁に「協議」が行われてきました。そのことは、ある京都大学学生が京都市への情報開示請求を通じて2018年4月に入手した資料により明らかです。ただし、日時、場所、京都市側の担当者名以外はほとんど墨塗りされており、いわゆる「のり弁」状態となっています。

この「協議」の記録は、京都市および京都大学がそれぞれのどのような意図でタテカン撤去という実力行使を行ったのか、その根拠とされた条例解釈はどのようなものであったのかを明らかにする上で不可欠のものです。そこで、私たち原告は、京都市が裁判所にこの文書を送付するように文書送付嘱託を申し立てています。これに対して、京都市・京大法人ともに、行政指導の内容はすでに明らかだから文書送付は不要という主張を繰り返しています。

**責任のおしつけ合い** 今回の公判では、京大法人の理事が組合によるタテカン掲示を10年以上にわたって「労使慣行」として認めてきた証拠として、2020年7月29日に行われた団体交渉の記録を提出しました。この団交では平井明成理事（当時）と駒込武中央執行委員長（当時）との間で次のような会話がなされました。

駒込：京都大学法人としては、1mm たりとも出せないはずの今出川に出している、出してきた、この2年間。でも、京都大学法人以外については、組合を含めて、一切、1mm たりとも認めることが出来ない、と京都大学法人として解釈しているということで良いですね？

理事：いえ、それは市の判断だと言って下さい。

駒込：それが、市の判断である、ということ客観的に示す文書を組合宛てに出して頂くことが出来ますか？

理事：それは市が出すこととなりますかね。

このように京大法人の理事は、組合その他の団体によるタテカン設置を交渉する余地はまったくないという見解を示しました。団体交渉の場でありながら交渉の余地なしとする態度は「不誠実団交」だと原告は主張しました。

ここで理事は「市の判断」だと責任転嫁しながらも根拠資料の提出を拒んでいます。このように京都市と京大法人がお互いに責任をなすりつけ合う構図を克服するためには、両者の「協議」内容を開示させる必要があります。しかし、裁判所はなぜか消極的であり、開示が必要な理由を具体的に示せと原告に指示、第6回口頭弁論で京都市と京大法人の間の「協議」のポイントを原告が指摘したにもかかわらず、文書送付嘱託を出すには十分ではないという姿勢を示しました。そこで今回の弁論では、原告の側で京都市と京大法人の間でこのような「協議」がなされたのではないかとストーリーを描いてみる、もしそのストーリーに誤りがあるならば、行政文書を開示して反論せよとする戦略をとることとしました。

## 開示拒否の根底にある事情

**京都市と京大法人の「協議」** 2018年4月に京都市が開示した「のり弁」文書によれば、京都市と京大法人の間で次の日時に「協議」が行われています。

① 2012年7月4日（水）

- ② 2013年4月24日(水)
- ③ 2013年10月2日(水)
- ④ 2016年6月27日(月)
- ⑤ 2016年8月30日(火)
- ⑥ 2016年11月22日(火)
- ⑦ 2017年4月20日(木)
- ⑧ 2017年5月15日(月)
- ⑨ 2017年6月27日(火)
- ⑩ 2017年7月10日(月)
- ⑪ 2017年8月8日(火)
- ⑫ 2017年9月13日(水)
- ⑬ 2017年9月27日(水)
- ⑭ 2017年10月27日(金)

この記録を元にしながら、原告は次のような論理を組み立てました。

——京都市の京大法人に対する行政指導は、2012年7月に始まっている。その後も、2017年10月にいたるまで、14回にわたって行政指導がなされている。そして、その行政指導は、とりわけ2017年に集中している(上記⑦～⑭)。そのことは、京都市が、それ以前の行政指導(上記①～⑥)においては、原告たる組合のタテカンが適法であるという解釈をしていたことを示す。

2017年10月5日付けで京都市は「立て看板等の設置について」と題する「通知」を京大法人に送付、そのことをきっかけにして、京大法人は強硬かつ一方的なタテカン撤去を行った。最初の「行政指導」から5年の歳月が流れていた。この5年の間、原告組合のタテカンは、京大法人において何ら問題とはされてこなかった。

もしも京都市や京大法人がこの主張は事実と異なるというのであれば、文書を開示して行政指導の内容を具体的に明らかにしなければならない。——

**条例解釈変更の背景** それにしても、なぜ条例の解釈が変わったのでしょうか。この点について、タテカンをめぐる京大法人と学生との攻防に着目する必要があるとわたしたち原告は主張しました。2016年8月9日、京大法人は熊野寮祭タテカンを強制撤去、さらに10月3日に時計台前の大タテカンを強制撤去する事件が起こり、学生代理人弁護士から法人に対し抗議文が送付されました。その後、学生が撤去されたタテカンを再設置し、法人による通告書が貼付されるなどの攻防が繰り返されました。そのような状況の中で、2017年に頻繁に「協議」が行われて、12月に「京都大学立看板規程」が制定され、これに基づいて組合の

タテカンも強制撤去されることになったわけです。

こうした経緯に着目するならば、学生のタテカンを強制撤去する措置を正当化するために、京大法人と京都市が謀議を重ねて後付け的に条例解釈を変更した可能性があります。さらに、京大法人および京都市が行政指導にかかわる公文書の開示を拒絶する理由も、このように恣意的な解釈変更が白日の下にさらされるのを恐れているためとも推認されます。

もしも京都市や京大法人がこの主張は事実と異なるというのであれば、文書を開示して行政指導の内実を具体的に明らかにする必要がある、現状では行政の透明性は決定的に損なわれていると主張しました。

**裁判官の訴訟指揮** 以上のような趣旨の原告の主張に対して、京大法人の代理人は次回の口頭弁論までに反論を準備する意向を示しました。京都市の代理人はとりたてて反論する必要を認めないという意向を示しました。ですが、裁判官から京都市もなんらかの書面を準備すべきと示唆されたために、京都市の代理人も書面を準備することとなりました。

この裁判官の訴訟指揮は注目に値します。これまで文書送付嘱託申立を認めてきませんでした。被告京都市および京大法人の間での責任のなすりつけ合いを認識せざるをえない事態にたちいたっているとも解釈できます。次回の公判で文書送付嘱託の必要を認めることが期待されます。なお、弁護士によれば、文書送付嘱託が認められたとしても、被告の側で文書送付を拒否することもありえるということ。その場合には、文書提出命令の必要を申し立てることになる見込みです。

## 今後の予定

次回の口頭弁論は、**2022年12月23日(金) 14時00分**から京都地裁 101号法廷で行われます。報告集会は、口頭弁論後に、京都弁護士会館地下大ホールにてオンラインと対面の併用で実施いたします。

はたして裁判所が文書送付嘱託を認めるのかどうか、認めた場合に被告京都市や京大法人はどのような対応をするのか。ひとつの山場を迎えることとなります。ぜひ、引き続いてのご注目と応援をよろしくお願い申し上げます。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト副代表  
・中央執行委員 駒込 武)